

## ベーシックパックプラスに関する規約

### (本規約の適用)

第1条 KDDI 株式会社（以下「当社」といいます）は、このベーシックパックプラスに関する規約（以下「本規約」といいます）を定め、本規約に基づき、ベーシックパックプラスを提供します。

### (本規約の変更)

第2条 当社は、本規約の変更が合理的に必要となった場合、本規約を変更することがあります。この場合のベーシックパックプラスの適用条件は、変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、あらかじめ当社の指定するホームページにおいて周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2. 当社が本約款等を変更した場合、変更前の本約款等を適用・引用・準用等する本規約の規定は、変更後の本約款等の相当する規定を適用、引用、準用等するものとし、
3. 当社は、本契約者にとって不利となる本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するホームページに掲載することにより、個別の通知および説明に代えさせていただくことができるものとし、

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本約款等	別紙の表1に定める契約約款等（当該契約約款等の一部を構成する書面等を含みます）
2 au 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款又は au (LTE) 通信サービス契約約款
3 本規約等	本約款等、au 約款および本規約
4 本約款等契約者	本約款等に定める契約者であって、別紙の表1に定める契約（以下「特定契約」といいます）を締結している者
5 au 契約者	au 約款に定める au 契約（以下「au 契約」といいます）又は LTE 契約（以下「LTE 契約」といいます）の契約者
6 ベーシックパックプラス	当社が別に指定する特定契約および特定 au 契約（別紙の表2に定める au 契約又は LTE 契約をいいます。以下同じとします）により構成される契約群（以下「ベーシックパックプラス選択契約群」といいます）により提供されるサービス
7 料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間

8 本契約	ベーシックパックプラスの提供を受けるための契約
9 本申し込み	本契約の申し込み
10 本申し込み者	本契約の申し込みを行なった者
11 本契約者	本契約の契約者
12 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
13 特定サービス	特定契約に基づき提供される電気通信サービス等
14 特定サービス提供者	特定サービスを提供する当社又は第三者をいい、各特定サービスの提供者は別紙の表 1 に定めます。
15 対象 ID 数	料金表に規定するベーシックパックプラス料金（以下「ベーシックパックプラス料金」といいます）のうち、料金表 2（料金額）(1)に定める基本額（以下「基本額」といいます）の算定の基礎となる本契約者が特定サービスを利用するに当たり発行した ID 数をいい、その算出方法は料金表 1（適用）に定めます。
16 超過特定契約数	ベーシックパック料金のうち、料金表 2（料金額）(2)に定める加算額（以下「加算額」といいます）の算定の基礎となる特定契約の数をいい、その算出方法は料金表 1（適用）に定めます。
17 超過 ID 数	ベーシックパック料金のうち、料金表 2（料金額）(3)に定める超過サービス料金（以下「超過サービス料金」といいます）の算定の基礎となる本契約者が特定サービスを利用するに当たり発行した ID 数をいい、その算出方法は料金表 1（適用）に定めます。

（本約款等の適用）

第 4 条 本規約は、本約款等と一体となって適用されるものとします。

- 2 本規約で使用する用語の意味は、本規約で特段の定めがない限り、本約款等で使用する用語の意味と同じとします。
- 3 本規約と本約款等とが矛盾する場合は、本規約で特段の定めがない限り、本規約に定める内容が優先されるものとします。

（本契約の単位）

第 5 条 当社は、1 のベーシックパックプラス選択契約群ごとに 1 の本契約を締結します。この場合において、本契約者は、1 の本契約につき 1 法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下同じとします）に限ります。

(本申し込みの方法)

第 6 条 本申し込みを行おうとする者は、契約事務を行う当社が別に定める事業所に対し、当社所定の方法により、次に掲げる事項の指定又は申告に基づくベーシックプラス選択契約群の申し込みをしていただきます。

- (1) ベーシックパックプラスにおいて提供を希望する特定サービス
- (2) その他当社が指定する事項

2 前項に基づく指定又は申告の有無にかかわらず、本申し込みを行おうとする者は、本申し込みにあたり、別紙の表 1 のうち第 1 号および第 2 号に定める特定契約の申し込みをしたものとみなします。

(本申し込みの承諾)

第 7 条 当社は、本申し込みについて、次の各号に定めるすべての条件が満たされると認めた場合、本申し込みを承諾します。この場合、本契約は、当該承諾によって成立するものとしします。

- (1) 本申し込みに瑕疵がなかったこと。
- (2) 本申し込み者が、その本申し込みで指定のあった特定サービスに係る本約款等契約者であること。
- (3) 本申し込み者が、法人であること。
- (4) 本申し込み者が、その本申し込みにおけるベーシックパックプラス選択契約群を構成するすべての特定 au 契約の契約者名義と同一であること（その特定 au 契約の契約者（本申し込み者以外の者に限ります）について当社が別に定める確認ができ、かつ当社が別に定める基準に適合する場合を除きます）。
- (5) その本申し込みで指定のあった特定サービスについて、本約款等に定める利用停止等の取り扱いを受けていないこと。
- (6) 本申し込み者が、当社の電気通信サービス（本規約等の適用を受けるものを含まず）の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないこと、その他本規約等に違反し、又は違反するおそれ（本申し込み者が、本規約等に定める利用停止若しくは当社が行なう契約の解除を受けたことがあるとき、又は本規約等に定める契約の解除等を受けたことがあるときを含まず）がないこと。
- (7) ベーシックパックプラス選択契約群に 1 以上の特定 au 契約が含まれていること。
- (8) 1 の特定契約が、2 以上のベーシックパックプラス選択回線群に含まれないことおよび 1 の特定 au 契約が、2 以上のベーシックパックプラス選択回線群（沖縄セルラー電話株式会社のベーシックパックプラスに関する規約に定めるベーシックパックプラス選択回線群を含まず）に含まれないこと。
- (9) 本申し込みを当社が承諾することにより、本規約等に定める提供条件に反しないこと。
- (10) その他当社の業務の遂行上支障が無いこと。

2 当社は、前項に定める本申し込みの承諾があった日の属する料金月の翌料金月の初日以

降の日で、当社が指定する日からその本申し込みで指定のあった特定サービスの提供を開始します。ただし、当該特定サービス提供者との間で締結する特定契約において異なる定めがある場合は、当該特定サービスの提供の開始日については当該特定契約の定めに従うものとします。

- 3 前二項の定めにかかわらず、その本申し込みで指定のあった特定サービスが当社以外の特定サービス提供者により提供される場合、当該特定サービスに係る特定契約は、本約款等契約者と当該特定サービス提供者との間で直接成立するものであり、当社は、当該特定契約に関する事項については一切責任を負いません。

#### (本契約者の義務)

第8条 本契約者は、前条第1項各号に定める条件をすべて満たす状態でベーシックパックプラスを利用することを要するものとします。

#### (契約内容の変更)

第9条 本契約者は、第6条（本申し込みの方法）に基づき申告した契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う当社が別に定める事業所にその旨を申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（本申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (本契約者が行う本契約の解除)

第10条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う当社が別に定める事業所に通知していただきます。

#### (当社が行う本契約の解除等)

第11条 当社は、本契約者が第7条第1項各号（第9号を除きます）に定める条件を満たさなくなったときは、本契約を解除することがあります。この場合において、第7条第1項各号に「本申し込み」とあるのは「本申し込み（第9条第1項に定める変更があったときはすべての当該変更に係る申し出を含みます）」に、「本申し込み者」とあるのは「本契約者」に、それぞれ読み替えるものとします。

- 2 当社は、本契約者が本規約等の規定に違反する態様でベーシックパックプラスの提供を受けていると認めるときは、相当期間を伴った是正催告を行なった上で、本契約を解除できるものとします。ただし、当社は、緊急を要する正当な理由があるときは、その是正催告を省略することができるものとします。
- 3 前2項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (譲渡等の禁止)

第 12 条 本契約者は、当社の書面による事前の合意なく本規約に基づく権利義務のすべて又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(ベーシックパックプラス料金の支払義務)

第 13 条 本契約者は、本契約に基づいて当社がベーシックパックプラスの提供を開始した日の属する料金月の初日から起算して本契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間について、ベーシックパックプラス料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、本約款等に定める利用停止等により特定サービス（特定 au 契約に係るものを除きます。以下本条および第 17 条（責任の制限）において同じとします）を利用することができない状態が生じたときのベーシックパックプラス料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、本契約者は、その期間中のベーシックパックプラス料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、本契約者は、次の場合を除いて、特定サービスを利用できなかった期間中のベーシックパックプラス料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しないベーシックパックプラス料金
1 本契約者の責めによらない理由により、特定サービスをまったく利用できない状態（特定サービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます）に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応するベーシックパックプラス料金
2 当社の故意又は重大な過失により、その特定サービスをまったく利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するベーシックパックプラス料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 前 3 項の規定は、特定契約および特定 au 契約に係る料金等（以下「その他料金等」といいます）に係る債務を免除するものではありません。この場合、本契約者は、その他料金等（当社が別に定めるものを除きます。以下ベーシックパックプラス料金とあわせて「ベーシックパックプラス料金等」といいます）について、ベーシックパックプラス料金に準じてその支払いを要するものとします。

(割増金)

第 14 条 本契約者は、ベーシックパックプラス料金等の支払いを不法に免れた場合は、その不法に免れた料金の基礎となった期間について、当該本契約者に関して料金表の定めに基づき算出されたベーシックパックプラス料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします）から、実際に本契約者が支払ったベーシックパックプラス料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします）を控除して得た額の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 15 条 本契約者は、ベーシックパックプラス料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(責任の制限)

第 16 条 当社は、特定サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その提供すべき特定サービスがまったく利用できない状態（当該特定契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。

ただし、特定サービス提供者が当該特定サービス提供者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第 1 項の場合において、当社は、その提供すべき特定サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するベーシックパックプラス料金等を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、特定サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

4 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いに関し、別紙又は料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第 17 条（ベーシックパックプラス料金の日割）の規定に準じて取り扱います。

(ベーシックパックプラス料金の日割)

第 17 条 当社は、次の場合が生じたときに限り、ベーシックパックプラス料金をその利用日数（イの規定による料金の日割は、変更後の料金月に含まれる日数）に応じて日割します。

ア 第 13 条（ベーシックパックプラス料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

イ 起算日の変更があったとき。

2 前項の規定による料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 13 条（ベーシックパックプラス料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定するベーシックパックプラス料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(消費税相当額の加算)

第 18 条 第 13 条（ベーシックパックプラス料金の支払義務）の規定その他本規約および本約款等の規定により支払を要するベーシックパックプラス料金等の額は、料金表および本約款等に定める税込価格（消費税相当額を含む価格をいいます。以下同じとします）とします。

(準拠法)

第 19 条 本規約等は、日本国の法律の適用を受け、また日本国の法律によって解釈されるものとします。

(協議)

第 20 条 本規約等に関して生じた疑義については、本契約者および当社にて誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとします。

(その他)

第 21 条 本契約者は、本契約者の情報（通信の秘密および個人情報に該当する情報を含みます。以下「本契約者の情報」といいます）を次の目的で、当社が利用し、ならびに当社が沖縄セルラー電話株式会社を含む当社の子会社、関連会社および業務委託先に提供し、利用させることに合意するものとします。なお、本項は、本項と類似する本約款等の規定の適用を妨げないものとします。

(1) 本規約等に関する契約の締結、変更、管理等、本契約者との間の連絡、本人確認、の提供、障害対応、料金の計算、請求、収納等、その他本規約等の履行に関する事項

(2) その他当社のサイト（URL : <http://www.kddi.com>）において公表するプライバシーポリシーに定める事項

2 本契約者は、前項に定める目的のために当社が本契約者の情報を特定サービス提供者（特定サービス提供者の子会社、関連会社および業務委託先を含みます。以下本項におい

て同様とします)に開示すること、および特定サービス提供者から本契約者の情報を取得、受領することに同意するものとします。

- 3 本契約者は、本契約者の情報に第三者(他の本契約者を含みます。以下本条において同じとします)の情報が含まれる場合、前項に定める合意を行う正当な権限をその情報主体からあらかじめ得ておくものとします。
- 4 本契約者は、ベーシックパックプラス等に関して、第三者から何らかの請求を受け、又は第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合、自らの費用と責任で当該請求、紛争等を解決するものとし、当社に何らの損害等を蒙らせないものとします。この場合、当社は本条の実施に必要と認める範囲内で、本契約者の情報を当該第三者に開示できるものとします。
- 5 本規約に関する問い合わせ等は、原則当社が別途指定する者のみが受け付けるものとします。
- 6 本規約等に関する料金および消費税等相当額の計算および請求の方法については、本規約に特段の定めがある場合を除き別途当社が指定するとおりとします。
- 7 当社は、ベーシックパックプラス料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、当社が書面又は当社の指定するホームページにおいて別段の定めをしたものについてはその定めるところによります。



附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成 28 年 11 月 28 日から実施します。  
(経過措置)
- 2 本申し込みが平成 28 年 11 月 28 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間にあり、当社がその承諾をした場合には、平成 29 年 1 月 1 日以降で当社が指定する日からベーシックパッケージプラスの取り扱いを開始します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別紙

表 1 本約款等、特定契約および特定サービス提供者

本約款等	特定契約	特定サービス提供者
(1) KDDI Business ID 利用規約	KDDI Business ID (ただし、着信認証に係るサービスは含まれないものとします。以下同じとします) の提供に係る契約 (以下「特定 ID 契約」といいます)	KDDI 株式会社
(2) 位置情報等提供サービス契約約款	位置情報等提供サービス (タイプⅣ (コースⅢのものに限ります) に係るものに限ります。以下同じとします) に係る位置情報等提供契約 (以下「特定 SMSM 契約」といいます)	KDDI 株式会社
(3) システム機能等提供通信	システム機能等提供通信サービス (ファイルストレージサービスに係るもの	KDDI 株式会社

サービス契約約款	に限ります)に係るシステム機能等提供通信契約(以下「特定ストレージ契約」といいます)	
(4) KDDI Knowledge Suite 利用規約	KDDI Knowledge Suite (従量プラン(コース 2 のものに限ります)のものに限ります。以下同じとします)に係る利用契約(以下「特定ナレッジ契約」といいます)	KDDI 株式会社
(5) KDDI SMART アドレス帳利用規約	KDDI SMART アドレス帳に係る利用契約(以下「特定 KSA 契約」といいます)	KDDI 株式会社
(6) F-Secure FREEDOME サービス利用規約	F-Secure FREEDOME に係る利用契約(以下「特定 F-Secure 契約」といいます)	エフセキュア株式会社
(7) 「KAITO セキュアブラウザ for ベーシックパックプラス」利用規約	KAITO セキュアブラウザ for ベーシックパックプラスに係る利用契約(以下「特定 KAITO ブラウザ契約」といいます)	株式会社ジェーエムエーシステムズ
(8) Splashtop smart サービス契約約款	Splashtop smart に係る利用契約(以下「特定 Splashtop 契約」といいます)	沖縄クロス・ヘッド株式会社
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本契約者がベーシックパックプラスを利用する際には、料金表に所定の料金額が適用されます。</li> <li>・ベーシックパックプラス選択契約群を構成する特定契約に係るベーシックパックプラス料金等を支払った本契約者は、そのほかに当該特定契約に基づく特定サービスに係る料金の支払いを要しないものとします。なお、ベーシックパックプラス選択契約群を構成しない特定契約に基づく料金があるときは、本契約者は、本約款等に従い当該料金を支払うも</li> </ul>		

のとします。

表2 特定 au 契約

- (1) au 契約 (au サービスの種類が第2種 au デュアル又は UIM サービスのもの (利用の一時休止の取り扱いを受けているものを除きます) に限ります) のうち、基本使用料について、アの料金種別を選択しているもの又はパケット通信料について、イの適用を受けているもの
- ア プラン F (IS) 又はプラン F (IS) シンプル
  - イ カケホ (3G ケータイ・データ付)
  - ウ 特定のパケット通信への定額制の適用 (IS フラット)
  - エ その他当社が別に定めるもの
- (2) LTE 契約 (LTE デュアルのもの (利用の一時休止の取り扱いを受けているものを除きます。)) に限ります) のうち、データ通信料について、特定のデータ通信への定額制の適用 (LTE フラット) ) 若しくは特定のデータ通信への定額制の適用 (V) (LTE フラット (V) ) 又は、特定のデータ通信への定額制の適用 II (データ定額) 若しくは特定のデータ通信への定額制の適用 II (V) (データ定額 (V) ) の適用を受けているもの又は当社が別に定めるものの適用を受けているもの
- (3) LTE 契約 (LTE シングルのもの (利用の一時休止の取り扱いを受けているものを除きます) に限ります) のうち、基本使用料について、LTE フラット forTab、LTE フラット forDATA (m) 、LTE ダブル定額 forTab 又は当社が別に定めるものの料金種別を選択しているもの

## 料金表

### 1 適用

ベーシックパックプラス料金の適用については、第 13 条（ベーシックパックプラス料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ベーシックパック プラス料金の適用	ベーシックパックプラス料金は、次項に定める基本額、加算額および超過サービス料金を合計することにより算定するものとします。なお、対象 ID 数、超過特定契約数および超過 ID 数はそれぞれ下表に定めるところにより算出します。
区分	算出方法
対象 ID 数	その料金月の末日時点（料金月の末日以外の日に本契約の解除があった場合の当該料金月については、当該解除の日時点とします）における特定 au 契約の数と、特定サービス（本規約の別紙の表 1 の第 1 号および第 4 号に記載の特定サービスを除きます）のうち、その利用にあたり本契約者が最も多くの ID を発行した特定サービスの当該 ID 数とを比較していずれか小さい方の数とします。
超過特定 契約数	その料金月のすべて又は一部の日においてそのベーシックパックプラス選択契約群を構成していた特定契約の数から 4 を減じて得た数（下限は 0）とします。
超過 ID 数	その料金月の末日時点（料金月の末日以外の日に本契約の解除があった場合の当該料金月については、当該解除の日時点とします）における特定サービスの利用にあたり本契約者が発行した ID 数が、対象 ID 数を超過した場合の、当該超過部分の ID 数とします。
備考 上欄に定める対象 ID 数、超過特定契約数又は超過 ID 数を把握することが困難な場合、当社が別に定める方法により算出したものを、当該対象 ID 数、超過特定契約数又は超過 ID 数として用います。	

### 2 料金額

#### (1) 基本額

基本額は、料金月ごとに、対象 ID 数に下表に記載する料金額を乗じて得た金額とします。

月額

区分	料金額（税込価格）
ベーシックパックプラス料金	409 円

## (2) 加算額

加算額は、料金月ごとに、超過特定契約数に下表に記載する料金額を乗じて得た金額とします。ただし、超過特定契約数が0の場合は、0円とします。

月額

区分	料金額（税込価格）
ベーシックパックプラス料金	210 円

## (3) 超過サービス料金

超過サービス料金は、次の各号の区分に従って、下表に記載する超過サービス料金額をそれぞれ合算した額とします。

- ① 下表に掲げる特定契約（ただし、特定ナレッジ契約を除きます）のうち、超過 ID 数が生じたものに係る超過サービス料金額
- ② 特定ナレッジ契約に基づく基本容量 1GB の利用を超える追加容量部分（ストレージが生じた場合の超過サービス料金額

特定契約	超過サービス料金額
(1) 特定 ID 契約	特定 ID 契約に係る月額料金のうち「KDDI Business ID」利用料（超過 ID 数により算出されるものに限り）の合計額
(2) 特定 SMSM 契約	特定 SMSM 契約に係る指定 IP 端末登録料（超過 ID 数と同数の指定 IP 端末に係るものに限り）の合計額
(3) 特定ストレージ契約	特定ストレージ契約に係る基本額（超過 ID 数と同数のユーザー ID に係る基本額に限り）の合計額
(4) 特定ナレッジ契約	超過 ID 数にかかわらず、特定ナレッジ契約に基づく追加容量部分（ストレージ）に係る料金
(5) 特定 KSA 契約	特定 KSA 契約に係る利用料金のうち KDDI SMART アドレス帳利用料（超過 ID 数と同数のユーザー ID に係る KDDI SMART アドレス帳利用料に限り）の合計額
(6) 特定 F-Secure 契約	特定 F-Secure 契約に係る超過 ID 数に 220 円を乗じた額
(7) 特定 KAITO ブラウザ契約	特定 KAITO ブラウザ契約に係る超過 ID 数に 220 円を乗じた額
(1) 特定 Splashtop 契約	特定 Splashtop 契約に係る超過 ID 数に 220 円を乗じた額

以上